重要事項説明書

慈誠会・練馬高野台病院居宅介護支援事業所

居宅介護支援重要事項説明書
＜令和８年 10 月１日現在＞

事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

１．法人の概要

法人名	医療法人社団　慈誠会
法人所在地	東京都板橋区常盤台四丁目３６番９号
電話番号	０３－３９３５－２０４０
代表者（職名・氏名）	理事長　小出　純
設立年月日	昭和３９年９月２５日

２．当事業所の概要

（１）事業所の概要

事業所名	慈誠会・練馬高野台病院居宅介護支援事業所
事業所の所在地	東京都練馬区高野台三丁目８番８号
電話番号	０３－３９９６－６８１１
管理者名	早川　映子
介護保険指定番号	１３７２０１４２５６
設立年月日	令和４年１２月１日
サービス提供地域	練馬区・板橋区

＊サービス提供地域以外の方はご相談ください。

（２）営業時間等

平　　日	午前９時００分から午後５時００分
休 業 日	土・日曜日・祝日・１２月３１日～１月３日

（３）職員体制

	常勤	業務内容	備考
管理者	１名	管理及び居宅介護支援の提供	兼務
主任介護支援専門員 介護支援専門員	１名 以上	居宅介護支援の提供	

3．事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します
運営の方針	1.事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。 2.事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3.事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 4.事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

4．居宅介護支援のサービス提供までの流れと主な内容

ご 相 談

電話や窓口にお気軽にご連絡ご相談ください。生活全般のご相談をお受けします。

契約締結

サービス提供にあたり、重要事項説明書の内容を説明・同意を得てから契約します。

居宅訪問・面談

介護支援専門員がご自宅に訪問し、ご本人・ご家族の状況等をお伺いします。
また、面談を通してアセスメント（課題分析）等を行います。

ケアプラン作成・サービス開始

ご本人・ご家族の自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、サービス担当者会議開催後にサービスをご利用いただきます。

サービス提供事業所連絡調整

サービス利用開始後も安心してご利用いただけるようサービス提供事業所と
連絡・調整等を行います。

モニタリング・ケアプラン見直し

ご本人・ご家族の状況、サービス利用状況等を把握するために原則毎月 1 回ご自宅に訪問します。状況に応じて居宅サービス計画の見直し等も行います。

（１） 公正・中立なケアマネジメントの確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

・前６ヵ月間に作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合

・前６ヵ月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位３位まで）

（２）居宅サービス計画作成後の便宜の提供

・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

・サービス事業者からの情報提供やサービス利用の上で必要と判断される場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の服薬状況、口腔機能、心身の状態、その他生活状況に関わる情報の中で必要と認められる情報を、主治医、歯科医、薬剤師へ提供します。

・利用者が病院又は診療所へ入院する場合には、入院加療に必要な情報や退院時のスムーズな対応の為に、担当の介護支援専門員の事業者名、氏名、連絡先を入院先へお知らせ頂く様にお願い致します。

（３）介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

５．利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、住所地の介護保険課に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○利用料の額

取り扱い件数	要介護区分	単位	金額
４０件未満の場合	要介護１・２	１，０８６単位	１２，３８０円
	要介護３から５	１，４１１単位	１６，０８５円
４０件以上６０件未満の場合	要介護１・２	５４４単位	６，２０１円
	要介護３から５	７０４単位	８，０２５円
６０件以上の場合	要介護１・２	３２６単位	３，７１６円
	要介護３から５	４２２単位	４，８１０円

○加算　　※料金は契約書別紙に記載のとおり

加算の種類			単位	算定回数・要件等
初回加算			３００単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分変更された場合
入院時情報特定加算（Ⅰ）			２５０単位	利用者が入院してから３日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報特定加算（Ⅱ）			２００単位	利用者が入院してから７日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算	カンファレンス参加無	連続１回	４５０単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		連続２回	６００単位	
	カンファレンス参加有	連続１回	６００単位	
		連続２回	７５０単位	
		連続３回	９００単位	
緊急時居宅カンファレンス			２００単位	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算			４００単位	※記載参照
通院時情報連携加算			５０単位	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
特定事業所加算Ⅰ			５１９単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（１ヶ月につき）
特定事業所加算Ⅱ			４２１単位	
特定事業所加算Ⅲ			３２３単位	
特定事業所加算Ａ			１１４単位	

※ターミナルケアマネジメント加算は末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族から下記の内容に同意を得たうえで算定します。

①ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること

②担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること

③把握した心身の状況等の情報を記録すること

④把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること

⑤必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること

※介護職員等処遇改善加算

合計単位数の 2.1%（小数点以下切り捨て）を処遇改善加算の単位とし、合計単位数と処遇改善加算の単位数の合計を合算します。

○減算

減算名称	単位数	要件等
特定事業所集中減算	２００単位	正当な利用なく特定の事業所に 80%以上集中 した場合（訪問介護・指定通所介護・地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）
運営基準減算	基本単位数の 50%に減算	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

○交通費

通常の事業の実施地域を超えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

（１）事業所から片道おおむね１ｋｍ未満０円

（２）事業所から片道おおむね１ｋｍ以上１ｋｍにつき１００円

※費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明し同意を得たうえで行い、当該費用に係る領収証を利用者またはその家族に対し交付します。

６．介護支援専門員の交代

（１）利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から介護支援専門員の指名はできません。

（２）事業所の都合による介護支援専門員の交代

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

７．主治の医師及び医療機関等との連携

事業所は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

８．秘密保持

（１）介護支援専門員等従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（２）介護支援専門員等従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に明示する。

９．事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡するものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合にも損害賠償を速やかに行います。

１０．個人情報の保護

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

１１．苦情の受付について

相談窓口

苦情受付担当者・・・・・・早川映子（管理者　主任介護支援専門員）

苦情解決責任者・・・・・・早川映子

受付時間・・・・・・・・・・午前９時００分～午後５時００分

受付方法・・・・・・・・・・電話、ＦＡＸ、面談にて対応します。

電　話：０３－３９９６－６８１１

ＦＡＸ：０３－３９９６－６８１２

その他の相談窓口

① 東京都国民健康保険団体連合会

相談指導課相談窓口担当　　電　話　　０３－６２３８－０１７７

② 練馬区介護保険課

電　話　　０３－３９３３－１１１１（代）

③ 保健福祉サービス苦情調整委員

電　話　　０３－５９８４－１４７２

１２．虐待防止に関する事項について

虐待防止について事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

１３．勤務体制について

事業所は、利用者に対して適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防、感染症、非常災害対策等の事項に関して、研修機関が実施する研修や法人の開催する研修・訓練に参加の機会を計画的に確保し、介護支援専門員の資質の向上を図る業務体制を整備します。

１４．非常災害時の対応について

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年２回以上実施します。

１５．衛生管理等

事業所は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加するとともに、指

針を整備、研修及び訓練を定期的に実施します。

１６．ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

１７．その他運営に関する重要事項

（１）当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

（２）事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低５年間は保存します。

（３）事業所の会計は、他の事業の会計と区分し、毎年４月１日より翌年３月３１日の会計期間とします。

（４）事業所は、運営規程やその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示または保管します。

＜別紙１＞

個人情報の利用目的

慈誠会・練馬高野台居宅介護支援事業所（以下「事業所」といいます）では、利用者及びその家族の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、利用目的を特定します。

【利用者等への介護サービスの提供に必要な利用目的】

１．事業所内部での利用目的

①事業所が利用者等に提供するサービス

②介護保険事務

③介護サービスの利用にかかる事業所の管理運営業務のうち次のもの

・入所等の管理

・会計・経理

・事故等の報告

・当該利用者等の介護・医療サービスの向上

２．他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

・居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

・その他の業務委託

・利用者の診察等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合

・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務

・保険業務の委託

・審査支払い機関へのレセプト提出

・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

１．当施設内部での利用に係る利用目的

①当施設の管理運営業務のうち次のもの

・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料

・当施設等において行なわれる学生等の実習への協力

・当施設において行なわれる事例研究

２．他の事業者等への情報提供に係る利用目的

①当施設の管理運営業務のうち

・外部監査機関への情報提供

＜別紙２＞　　事業所の割合

①前６ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	37%
通所介護	38%
地域密着型通所介護	14%
福祉用具貸与	79%

②前６ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供された割合（上位３事業所）

○訪問介護

株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	29.7%
ケア 21 練馬	16.2%
あくとケア石神井	11.6%

○通所介護

株式会社ルネサンス	25.2%
ゆめの園りふれ若葉デイサービスセンター	12.6%
リニエデイサービス練馬高野台	9.9%

○地域密着型通所介護

みちなかの里石神井公園店	23.4%
アースサポート練馬高野台	11.1%
デイサービス　癒しの里　雅　前野町	7.4%

○福祉用具貸与

株式会社フロンティア	17.9%
株式会社ヤマシタ	14.1%
東基	10.7%

事業所は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】住　　所　東京都板橋区常盤台四丁目３６番９号
事業者名　医療法人社団　慈誠会
代表者名　理事長　　小出　　純

【事業所】住　　所　東京都練馬区高野台三丁目８番８号
事業所名　慈誠会・練馬高野台病院居宅介護支援事業所
管理者名　早川　映子
説明者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、サービス提供開始に際し、事業所より上記の重要事項について説明を受け、確認、同意しました。

年　　月　　日

【利用者】住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【家　族】住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

【代理人】住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　続柄　　）

この重要事項説明書は、練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成３０年条例第２０号）第１１条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです